

魚津市告示第39号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和4年3月29日

魚津市長 村椿 晃

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(魚津市広報モニター設置要綱の一部改正)

第1条 魚津市広報モニター設置要綱(平成22年魚津市告示第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「満20歳以上」を「満18歳以上」に改める。

(魚津市地域おこし協力隊設置要綱の一部改正)

第2条 魚津市地域おこし協力隊設置要綱(平成28年魚津市告示第80号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「20歳以上」を「18歳以上」に改める。

(魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱の一部改正)

第3条 魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成9年魚津市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「満20歳以上」を「満18歳以上」に改める。

(魚津市勤労者生活安定資金融資制度要綱の一部改正)

第4条 魚津市勤労者生活安定資金融資制度要綱(昭和53年魚津市告示第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「20歳以上」を「18歳以上」に改める。

(魚津市公園里親制度実施要綱の一部改正)

第5条 魚津市公園里親制度実施要綱(平成19年魚津市告示第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満20歳以上」を「満18歳以上」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。